

働きながら日本料理を学ぶための在留資格 の要件緩和について



平成25年10月

法務省入国管理局

関連する在留資格

技能

■本邦において行うことができる活動
本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動

■該当例
外国料理の調理師, スポーツ指導者, 航空機の操縦者, 貴金属等の加工職人 等

■在留期間
5年, 3年, 1年又は3月

※出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(抄)

法別表第一の二の表の技能の下欄に掲げる活動

申請人が次のいずれかに該当し, かつ, 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

一 料理の調理又は食品の製造に係る技能で外国において考案され我が国において特殊なものを要する業務に従事する者で, 次のいずれかに該当するもの(第九号に掲げる者を除く。)

イ 当該技能について十年以上の実務経験(外国の教育機関において当該料理の調理又は食品の製造に係る科目を専攻した期間を含む。)を有する者

ロ 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定附属書七第一部A第五節1(c)の規定の適用を受ける者

文化活動

■本邦において行うことができる活動
収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動(四の表の留学の項から研修の項までの下欄に掲げる活動を除く。)

■該当例
日本文化の研究者 等

■在留期間
3年, 1年, 6月又は3月

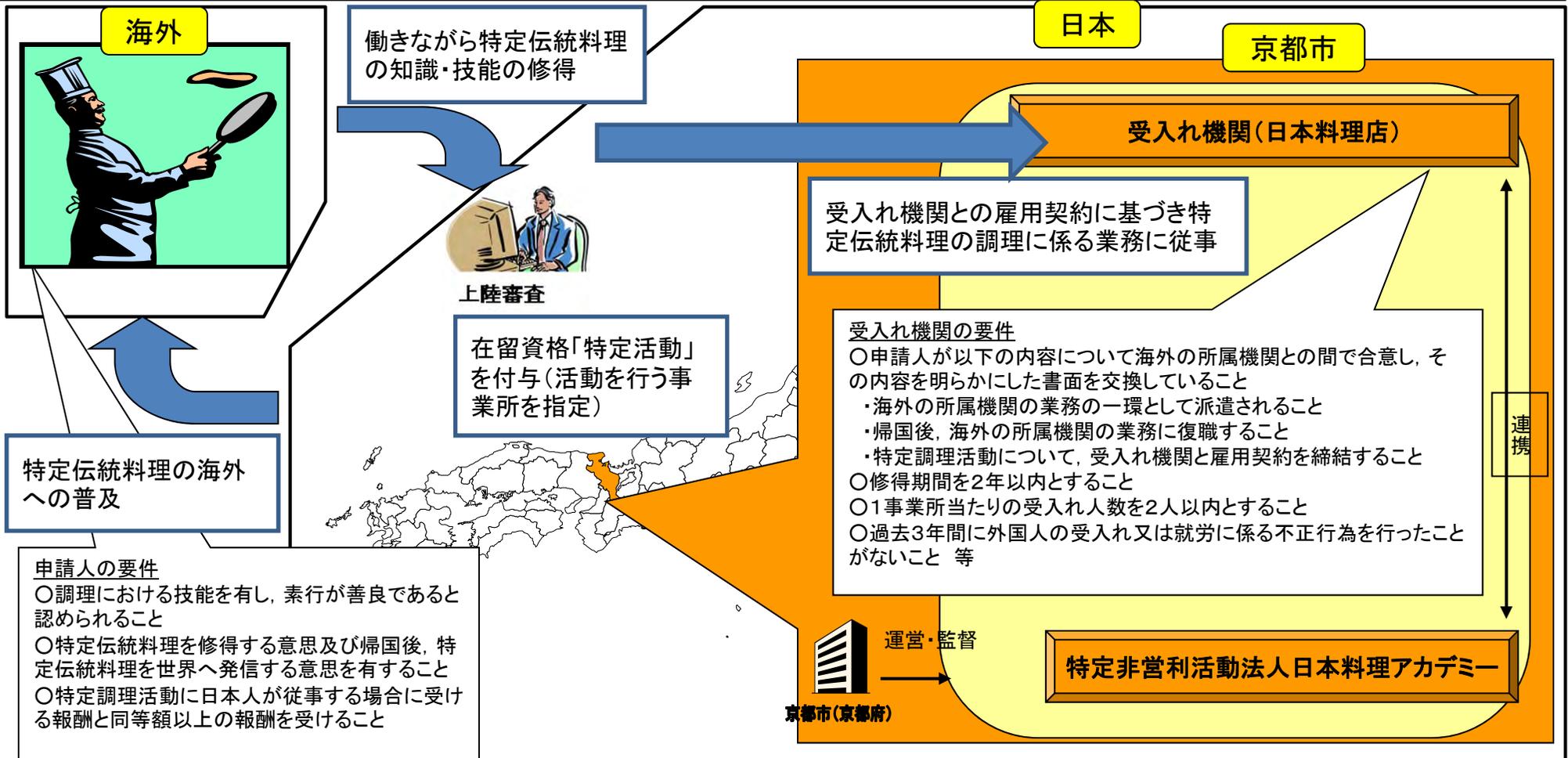
総合特区制度に基づく「特定伝統料理海外普及事業」—京都市地域活性化総合特区—

総合特区制度

- 総合特別区域法に基づき、規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的な政策パッケージとして実施する制度
- 国際戦略総合特区と地域活性化総合特区の2類型がある。

地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るため、特定伝統料理(注)の海外への普及を図ることを目的として、外国人が、日本国内の料理店で働きながら特定伝統料理を学ぶことができるようにするため、規制の特例措置を設けるもの

(注)地域活性化総合特区内において考案され広く提供されている我が国の伝統的な料理をいい、「京料理」はこれに該当する。



調理師養成施設を卒業した外国人留学生の調理業務への就労について

公益社団法人 全国調理師養成施設協会からの要望

- 調理師養成施設は、留学生に門戸を開き、専門知識や技術、素養、日本の調理技術の海外輸出のノウハウを持たせるなど、多様な教育を提供している。調理師養成施設で職業教育を受けた留学生が、母国に帰り、自ら起業するためには一定期間の現場経験が必要であり、日本国内で調理業務に従事し、現場で経験を積みながら技術の研鑽に励むこともまた重要であり、日本の調理業界等の現場での経験を切望する留学生が増えている。
- さらに、調理師養成施設を卒業し、調理師免許を取得した留学生は、調理や海外の食文化等にも精通する専門知識や素養を兼ね備えており、日本ブランド戦略アクションプランにおける日本の食材、日本料理の海外への普及、情報発信に最適な人材(財)となる。しかしながら、現行の出入国管理及び難民認定法では調理業務の従事については、就労の在留資格取得が困難な状況。
- このため、調理師養成施設を卒業し、調理師免許を取得した留学生が本邦の公私の機関との契約に基づいて報酬を受けて調理業務に従事することが可能となるよう、出入国管理及び難民認定法の規定による在留資格において調理業務の位置づけを明確にすることを要望する。

法務省における今後の検討

- 「働きながら仕事を学ぶ」外国人の受入れ政策のあり方の検討が必要
- 本件については、主に以下の点について、関係省庁等と対応を検討する必要がある。
 - 日本料理の調理業務に従事する外国人に関する条件
 - 当該外国人が従事する活動の内容(「日本料理」の範囲等)
 - 受入れ事業者に関する条件
 - 在留期間
 - 受入れ人数 等

在留資格「特定活動」及び在留資格の変更に関する規定(参考)

「特定活動」の本邦において行うことができる活動

■ 出入国管理及び難民認定法別表第一の五の下欄(「特定活動」の在留資格をもって在留するものが行うことができる活動)

法務大臣が個々の外国人について次のイからニまでのいずれかに該当するものとして特に指定する活動

イ 本邦の公私の機関(高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であつて、法務大臣が指定するものに限る。)との契約に基づいて当該機関の施設において当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育をする活動(教育については、大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校においてするものに限る。)又は当該活動と併せて当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育と関連する事業を自ら経営する活動

ロ 本邦の公私の機関(情報処理(情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二条第一項に規定する情報処理をいう。以下同じ。)に関する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であつて、法務大臣が指定するものに限る。)との契約に基づいて当該機関の事業所(当該機関から労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者として他の機関に派遣される場合にあつては、当該他の機関の事業所)において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動

ハ イ又はロに掲げる活動を行う外国人の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

ニ イからハまでに掲げる活動以外の活動

在留資格の変更

■ 出入国管理及び難民認定法第二十条

在留資格を有する外国人は、その者の有する在留資格(これに伴う在留期間を含む。以下第三項まで及び次条において同じ。)の変更(技能実習の在留資格(別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。))を有する者については、法務大臣が指定する本邦の公私の機関の変更を含み、特定活動の在留資格を有する者については、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更を含む。)を受けることができる。

2 前項の規定により在留資格の変更を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留資格の変更を申請しなければならない。ただし、永住者の在留資格への変更を希望する場合は、第二十二条第一項の定めるところによらなければならない。

3 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。ただし、短期滞在の在留資格をもって在留する者の申請については、やむを得ない特別の事情に基づくものでなければ許可しないものとする。

4~5(略)

■ 出入国管理及び難民認定法施行規則第二十条

1~6(略)

7 法第二十条第三項の規定により在留資格の変更の許可をする場合において、技能実習の在留資格(別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。)への変更を許可するときは、法務大臣が指定する本邦の公私の機関を記載した別記第三十一号の三様式による指定書を交付し、特定活動の在留資格への変更を許可するときは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の四様式による指定書を交付するものとする。

8~9(略)

総合特別区域基本方針

別表2（地域活性化総合特区において活用することができる規制の特例措置）

番号	法務B001
特定地域活性化事業の名称	特定伝統料理海外普及事業
措置区分	告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第7条第1項第2号 出入国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件（平成2年法務省告示第131号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	在留資格「特定活動」において、あらかじめ法務省告示で定める活動に、外国人が、日本国内の料理店で働きながら日本の伝統料理の知識及び技能を修得するための活動は認められていない。
特例措置の内容	地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るため、特定伝統料理（注1）の海外への普及を図ることを目的として、当該特区内において、新たに、特定調理活動（注2）を行うことを可能とするために、在留資格「特定活動」について、あらかじめ法務省告示で定めている活動の特例を設ける。 （注1）「特定伝統料理」とは、地域活性化総合特区内において考案され広く提供されている我が国の伝統的な料理をいう。 （注2）「特定調理活動」とは、本邦の公私の機関との契約に基づいて当該機関の地域活性化総合特別区域内に所在する特定された事業所において調理に関する技能を要する特定伝統料理の調理に係る業務に従事する活動をいう。
同意の要件	1 指定地方公共団体は、本事業を円滑に実施するため、運営・監督主体として、対象外国人の受入れ環境の整備等について記載した実施要領を作成し、法務大臣に報告すること。 2 申請人が特定調理活動を行うため受け入れられる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当していること。 （1）特定伝統料理に係る地域活性化総合特別区域内の産業の発展に資する取組を他の公私の機関と連携して行っていること。 （2）申請人が国籍又は住所を有する国において所属する公私の機関（以下「海外の所属機関」という。）との間で、次の事項について合意し、その内容を明らかにした書面を交換していること（（3）に該当する場合を除く。）。 ①申請人が海外の所属機関の業務の一環として派遣されること。 ②申請人が帰国後、海外の所属機関の業務に復職すること。 ③本邦において従事する特定調理活動について本邦の公私の機関

	<p>と申請人とが雇用契約を締結すること。</p> <p>(3) 申請人が国籍又は住所を有する国において飲食店営業を営んでいる場合は、次の事項の内容を明らかにした特定伝統料理を修得するための計画書の提出を受け、本邦において従事する特定調理活動について当該申請人と雇用契約を締結していること。</p> <p>①申請人が営む飲食店営業の業務の一環として特定伝統料理を修得すること。</p> <p>②申請人が帰国後、特定伝統料理等を提供する飲食店営業を営むこと。</p> <p>(4) 申請人が特定調理活動を行うための受入れ環境の整備等に関して指定地方公共団体が策定し法務大臣に報告した次の事項を含む実施要領を適正に実施することができるものとして当該指定地方公共団体に指定されていること。</p> <p>①特定伝統料理を修得するための計画及び施設に関する事項</p> <p>②在留中の住居の確保に関する事項</p> <p>③特定伝統料理の指導員及び生活指導員の任命に関する事項</p> <p>④報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項</p> <p>⑤申請人との面接及び申請人からの相談への対応に関する事項</p> <p>⑥申請人の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置（申請人が帰国旅費を支弁できない場合に指定地方公共団体が負担することを含む。）に関する事項</p> <p>⑦特定調理活動の継続が不可能となった場合の措置（特定調理活動の継続のために指定地方公共団体が新たな本邦の公私の機関の確保に努めることを含む。）に関する事項</p> <p>(5) 特定伝統料理を修得するための期間を2年以内としていること。</p> <p>(6) 特定調理活動を行う者の受入れ人数を一事業所当たり2人以内としていること。</p> <p>(7) 過去3年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないこと。</p> <p>3 申請人が次のいずれにも該当していること。</p> <p>(1) 海外の所属機関又は調理に関する第三者機関の推薦又は説明により、調理における技能を有し、素行が善良であると認められること。</p> <p>(2) 特定伝統料理を修得する意思及び帰国後、特定伝統料理を世界へ発信する意思を有すること。</p> <p>(3) 特定調理活動に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p>
<p>特例措置に伴い必要となる 手続</p>	<p>特になし。</p>

内閣府

○ 告示第二号

法務省

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十三条の規定に基づき、法務省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件を次のように定める。

平成二十五年九月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法務大臣 谷垣 禎一

法務省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件

（用語）

第一条 この告示で使用する用語は、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号。以下「特区法」という。）又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）で使用する用語の例による。

(入管法別表第一の五の表の下欄に掲げるものとして法務大臣があらかじめ定める活動に係る特例)

第二条 指定地方公共団体が、特区法第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、特定伝統料理海外普及事業（地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るため、当該地域活性化総合特別区域内において特定伝統料理（当該地域活性化総合特別区域内において考案され広く提供されている我が国の伝統的な料理をいう。以下同じ。）の提供に係る事業を営む者と連携して行う当該特定伝統料理の海外への普及を図る事業をいう。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、本邦に上陸しようとする外国人であつて、次の各号のいずれにも該当するものから、特定調理活動（本邦の公私の機関との契約に基づいて当該機関の地域活性化総合特別区域内に所在する入管法第七条の二第一項の証明書により特定された事業所において調理に関する技能を要する特定伝統料理の調理に係る業務に従事する活動をいう。以下同じ。）を行うものとして、入管法第七条の二第一項の申請があつた場合及び当該外国人が入管法第七条の二第一項の証明書（特定調理活動を指定された入管法別表第一の五の表の特定活動の在留資格に係る証明書に限る。）を提出して入管法第六条第二項の申請をした場合においては、特定調理活動を、入管法第七条第一項第二

号の規定に基づき、入管法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動で法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものとみなす。

一 申請人が特定調理活動を行うため受け入れられる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当していること。

イ 特定伝統料理に係る地域活性化総合特別区域内の産業の発展に資する取組を他の公私の機関と連携して行っていること。

ロ 申請人が国籍又は住所を有する国において所属する公私の機関（以下「海外の所属機関」という。

）との間で、次の事項について合意し、その内容を明らかにした書面を交換していること（ハに該当する場合を除く。）。

(1) 申請人が海外の所属機関の業務の一環として派遣されること。

(2) 申請人が帰国後、海外の所属機関の業務に復職すること。

(3) 本邦において従事する特定調理活動について本邦の公私の機関と申請人とが雇用契約を締結すること。

ハ 申請人が国籍又は住所を有する国において飲食店営業を営んでいる場合は、次の事項の内容を明らかにした特定伝統料理を修得するための計画書の提出を受け、本邦において従事する特定調理活動について当該申請人と雇用契約を締結していること。

- (1) 申請人が営む飲食店営業の業務の一環として特定伝統料理を修得すること。
- (2) 申請人が帰国後、特定伝統料理等を提供する飲食店営業を営むこと。

ニ 申請人が特定調理活動を行うための受入れ環境の整備等に関して指定地方公共団体が策定し法務大臣に報告した次の事項を含む実施要領を適正に実施することができるものとして当該指定地方公共団体に指定されていること。

- (1) 特定伝統料理を修得するための計画及び施設に関する事項
- (2) 在留中の住居の確保に関する事項
- (3) 特定伝統料理の指導員及び生活指導員の任命に関する事項
- (4) 報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項
- (5) 申請人との面接及び申請人からの相談への対応に関する事項

- (6) 申請人の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置（申請人が帰国旅費を支弁できない場合に指定地方公共団体が負担することを含む。）に関する事項
- (7) 特定調理活動の継続が不可能となった場合の措置（特定調理活動の継続のために指定地方公共団体が新たな本邦の公私の機関の確保に努めることを含む。）に関する事項
 - ホ 特定伝統料理を修得するための期間を二年以内としていること。
 - ヘ 特定調理活動を行う者の受入れ人数を一事業所当たり二人以内としていること。
 - ト 過去三年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないこと。
 - ニ 申請人が次のいずれにも該当していること。
 - イ 海外の所属機関又は調理に関する第三者機関の推薦又は説明により、調理における技能を有し、素行が善良であると認められること。
 - ロ 特定伝統料理を修得する意思及び帰国後、特定伝統料理を世界へ発信する意思を有すること。
 - ハ 特定調理活動に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。